

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示  
家畜伝染病の発生  
牛等の移入の禁止

## 告 示

### 鳥取県告示第二百十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和六十一年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第二百十七号

炭そ、予防に関する規則(昭和三十年一月鳥取県規則第四号)第二条の規定に基づき、牛、馬、めん羊、山羊、豚、その死体又は炭疽の病原体をひろげるおそれがある物品の区域外との出入又は区域内での移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和六十一年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

岩美郡国府町大字玉鉾字茗賀谷の区域

炭 疽	家畜伝染病の種類	牛 患畜	家畜の種類	二	区分	昭和六十一年三月一日	頭数	発生年月日	岩美郡国府町大字玉鉾字茗賀谷	発生場所
-----	----------	------	-------	---	----	------------	----	-------	----------------	------